

報告第 18 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 28 年 12 月 1 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

## 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、区営住宅建物明渡等請求事件の訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

平成28年8月24日

足立区長 近藤 弥生

## 区営住宅建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えを提起する。

### 記

- 1 相手方  
足立区弘道在住者
- 2 訴えの要旨  
足立区は、区営住宅の使用料相当額を支払わない相手方に対し、次のとおり請求する。
  - ( 1 ) 建物の明渡し
  - ( 2 ) 平成 2 6 年 2 月 2 8 日から平成 2 8 年 5 月 3 1 日までの区営住宅使用料相当額の未収金 1 , 7 0 4 , 8 0 0 円の支払
  - ( 3 ) 平成 2 8 年 7 月 1 日から明渡しの日までの家賃相当額の支払
  - ( 4 ) 訴訟費用の支払
- 3 訴訟遂行の方針  
弁護士に訴訟を委任し、訴訟を遂行する。